

# 近代宗教教育に関する一考察——日蓮宗大学林設立について——

安 中 尚 史

## 一 はじめに

近代的な統一国家の形成をめざし、神道の国教化をはかった維新政府は、近世初頭から続いた仏教教団の教育機関に影響を与えた。

政府の大教宣布運動の中心機関として設立された大教育院は、教化活動に従事する僧侶の教育機関でもあった。

しかしその後の大教育院解散と同時に各宗派の独立した教育機関の組織が図られ、日蓮宗においても近代的な教育機関の設置がみられた。

そこで本稿では日蓮宗大学林の設立について、当時の社会背景と宗門の教育に関する考え方、宗門の財政状況などを踏まえながら、他宗派の教育機関との関連も含めて考察することにより、近代日蓮宗の動向を明確にするひとつのがかりとしたい。

## 二 教育制度と宗教の関連

明治五年（一八七二）、維新政府が近代化促進のために制定した「学制<sup>(1)</sup>」は、同時に教育と宗教の分離が実施された。しかし翌年には関係規定が廃止され、教育と宗教の関連は明治三十二年（一八九九）「文部省訓令第十二号<sup>(2)</sup>」が発せられるまで続いた。

幕末に締結された「不平等条約」の改正により居留地在住外国人の内地雜居が予定され、それにともないキリスト教関係教育機関の私立学校が設立されることを考えた政府は、私立の専門学校と各種学校の適切な管理を目的とする法律の制定が必要するに至り、「私立学校令」の制定が予定されたのであつた。文部省内ではこの機会に教育と宗教の分離を明確にすることが試みられ、「私立学校令」の原案に「一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立

セシムルハ学政上最必要トス依テ官立公立学校及学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校ニ於テハ課程外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ許ササルヘシ」という条項を規定した。しかし条約改正の準備段階というときに諸外国に対して刺激を与え兼ねないとし、内閣は文部省にこの条項を見合わせるように指示し、「文部大臣訓令第十二号」という形をとり先にあげたものと同一の内容をもつて発せられ、キリスト教に対応する目的から教育と宗教の分離が明らかにされることとなつた<sup>(3)</sup>。

しかし二年後の明治三十六年（一九〇一）に文部省から発せられた「専門学校令」にもどづき、設立許可された学校の中には宗教関係のものも含まれていた。宗教關係のものに限つてその例を一瞥すると表一のようになる。

そしてこれらの学校が設立許可された理由は、私立の専門学校が先に述べた訓令の「学科課程ニ関シ法令ノ規定」がない教育機関として取り扱われたためであつた。

「専門学校令」が制定された背景を考えると、明治三十四年（一九〇四）、文部大臣に就任した菊池大麓に見られるように、当時の青年たちが帝国大学に殺到する風潮に対して必ずしも大学程度の高い教育を彼らに与える

表一

年	月	専門学校名	設立地
明治三十六年	四月	（専門学校令発令）	
十一月	十月	私立明治学院神学部	
明治三十七年	三月	私立浄土宗高等学院	
		私立青山学院神学部	
		私立曹洞宗大学林	
		私立天台宗大学	
		私立同志社神学校	
		私立大阪三一神学校	
		私立真宗勸学院高等科	
明治三十八年	四月	私立日蓮宗大学林	東京
五月	六月	私立日蓮宗大学林高等科一部	東京
六月	一月	私立東京三一神学校	東京
		私立真宗大学	京都
		私立佛教大学	京都
		私立聖教社神学校	京都
東京			
京都			

『明治以降教育制度発達史』第四卷より

必要を認めなかつたことが基本にある。むしろ三、四年の教育で充分社会に役立つコースとして、専門学校を設け、その位置づけを明確にすると共に一定の特権を与えるとによつて、「高等学校」から「帝国大学」という正

統ルートとは異なつた組織に排除し分散させたのである。それによつて国家有為の人材を養成することを目的とする帝国大学の地位を守ることを図つたのであつた。

このように教育と宗教は密接なかかわりを持ちながら展開し、今日に至るまで多くの問題をかかえながら展開していることは周知の通りである。

### 三 神仏合併大教院

国民教化運動から始まつた大教宣布運動の中心機関として設立された大教院はそれと同時に教化活動する僧侶たちの教育機関でもあつた。

神道による国民教化の方針が固められていつた明治二年（一八六九）、政府は神祇官に宣教使をおき、大教宣布の詔を出し宣教使に神道の布教を命じた。同時に天皇の神格化を謀り、神道の国教化を目指すものであつた。その後、神祇官に移行し、さらに明治五年（一八七二）三月には、教部省に改組して宣教使制度を廃止したが、依然として神道中心に進められていつた。そしてこの制度に変わる大教宣布運動の中心機関とし、四月、教導職制度が設けられ、僧侶もこれに組み込まれることとなつた。六月には仏教各宗派から、神仏合併により三条教則

の精神に徹した教導職を得る目的として、大教院の設置が請願され、十一月には教部省の管轄のもとに大教院が設立された。ところが実際には仏教の教義を説くことも禁じられ、仏教用語の使用も許可されず、神道中心で運営されていた<sup>(4)</sup>。

しかし仏教界からも神道中心の大教院に対して反発が起こり、明治五年十二月に西欧諸国の宗教事情を視察するため外遊していた真宗西本願寺派の島地黙雷から「三条教則批判建白書」が教部省に提出された。翌六年七月に帰国すると大教院分離運動を展開し、これに影響されて真宗各派からも分離運動が見られるようになり、連盟を組むこととなつた。明治八年（一八七五）一月、島地らの活躍により、まず真宗が大教院からの分離を政府に認めさせ、四月、神仏合併布教の差し止めにまでいたり、五月、大教院解散という成果をもたらし、その後各宗派別に教育機関の運営がまかされることとなつた。そこで浄土真宗を具体的な例として取り上げ、教育機関の変遷をみていくたい。（巻末年表参照）

（六五）筑紫觀世音寺に伝わる「学寮」の名称を譲り受け、京都七条寺内の東坊に「学寮」を設け、宝暦五年（一七

五五）高倉魚棚に移転し「高倉学寮」の名称に変更された。

護法運動の高まりとともに慶應四年（一八六八）キリスト教対策のために真宗五派は連盟を結んだ。東本願寺では、この対策のための教育機関として「学寮」とは別に「護法場」を置き、国学、儒学、洋教、天文学などが行われた。しかし国家のキリスト教容認により、存在の意義が薄れてしまつた。

明治六年（一八七三）八月「学寮」は「貫練場」と改

称し、八年の大教院離脱を受け専門科と普通科下等、十一年（一八七八）には普通科上等が設置された。翌十二年六月には「貫練教校」、十五年には「大学寮」に改称され、十七年、兼学科が付され、二十一年（一八八八）、専門科、兼学科の二科と夏安居に分かれ、二十七年、本科、研究科、安居に改組した。二十九年、真宗高倉大学寮（安居、宗乗專攻院）と真宗大学（本科、研究科）に分離し、三十四年（一九〇一）真宗大学は東京巢鴨に移転して教学の独立が図られた。真宗高倉大学寮は從来の大学寮のあり方を継承して、法主親裁下の宗学の場であるのに対し、真宗大学は宗門の責任に置ける教学の場として独立された。三十七年専門学校令により真宗大学は

許可され、四十四年（一九一一）高倉学寮と真宗大学が合併し、真宗大谷大学と改称し、京都に設置された<sup>(5)</sup>。

淨土真宗本願寺派の場合、寛永十六年（一六三九）本願寺境内に京都三条銀座の年寄、野村屋宗句の基金寄進により「学寮」が設置される。明治九年（一八七六）大教校と改称し全国七カ所に中教校、各県に小教校を設置した。これは慶應三年（一八六七）から行われた学林改革の具体化によるもので、島地黙雷・赤末連城を西欧諸国に派遣し立案したものであつた。

明治十八年（一八八五）、普通教校を付設、三十三年（一九〇〇）、学制が改められ、大教校は仏教専門大学、また東京芝に分教場が設けられ後に高輪佛教大学となるが、三十七年仏教大学に統合され、翌三十八年専門学校令により認可された<sup>(6)</sup>。

#### 四 日蓮宗大学林の設立

天正年間に日蓮宗の教育機関として下総の飯高と京都に創設された檀林<sup>(7)</sup>は明治五年（一八七二）、政府の大教院設立にともない明治八年に廃止された。そして諸宗合同の研究及び教導職養成機関（教育機関）として、神仏合併大教院の統轄のもと中教院、小教院がそれに変わ

つて地方の社寺に開設された。日蓮宗においても明治五年の八月、東京芝二本榎の承教寺に小教院（後に宗教院と改称）が開講され<sup>(8)</sup>、近代日蓮宗教育の第一歩をあくみだした<sup>(9)</sup>。そして明治八年（一八七五）までの間に芝二本榎の他に甲府・身延・玉沢・小田原・川口などに設置された。

明治八年五月神仏合併大教院が廃止されると、芝二本榎にあつた宗教院を日蓮宗大教院と改め、宗門の教育機関を本格的に整えようとされた。同年六月、第一次本山会議に於て全国を九教区に分け、第一教区の東京芝二本榎の承教寺に大教院をおき、ほか東京（池上）、静岡、山梨、愛知、京都、大阪、岡山、熊本、新潟にそれぞれ中教院の設置を計画し<sup>(11)</sup>、またその他の地域には希望により小教院を置くことが決められた。

その後、明治十六年（一八八三）八月には学科の改正が行われ、翌十七年八月十一日をもつて政府の教導職制度が廃止されるのを機会に、九月十二日付けで日蓮宗においても教育制度の改革がされた。この時おこなわれた第三次本山会議では、全国を十二教区に分け第一教区の芝二本榎に大檀林、第一教区の池上、第三教区の甲府、第五教区の京都に大檀支林を、中檀林が置かれていた教区

にはそれぞれ壇林を、そのほかの地域には宗学林が設置された<sup>(12)</sup>。明治十九年五月には、時代の要請に応じて学科改正が行われ、大檀林に普通学科が設置され、英語、数学、物理などがカリキュラムに加わった<sup>(13)</sup>。その後、明治二十五年（一八九二）には大檀林に予科が設けられ、予科生に対して普通学科目の履修が除外された。明治二十八年教育制度の改正にともない全国を三大学区十二教区に分け、大檀林を芝二本榎、中檀林を池上、甲府、京都の三大学区に、小檀林を十二教区にそれぞれ設置した。

明治三十六年（一九〇三）六月、日蓮宗第二次臨時宗会は宗門の教育機関の統一を考え一大檀林と三中檀林を合併して一大学林とし、小檀林を全廃する旨を議決した。そして翌三十七年四月に日蓮宗大学林として開校された。以下、日蓮宗大学林が開校されるまでの様子をみていくたいと思う。

現在、立正大学のある大崎の地に日蓮宗大学林が開設された理由の一つに明治三十四年（一九〇一）三月九日、池上本門寺に起つた火災がある。

当時の第一学区中檀林は池上本門寺の客殿書院に寄寓しており、この火災によつて教場、寄宿舎、教場設備及び参考書などのその全てを失つた。その復興処置等を協

議するため十六日、第一学区内学務委員・教区内録司は池上本行寺に集まり次の事項を決議した。

- 一 仮教場を当分大坊本行寺に置くの件
  - 一 寄宿舎は山中近末寺院を以て之に充つる件
  - 一 四月一日より開校の件
  - 一 教場設備又は器具買い入れは剩余金を以て充つる件
  - 一 校舎新築に関し第一学区本山録司学務委員の総会を開くの件
- この設備等にかかる資金は剩余金の他に学区内寺院中より宗費課金を標準として
- 一ヶ年限り其一割五分の額を撤集し仮教場設備致度旨願出たり右は教育上緊急を措くべからざる儀なれば各寺院に於いても深く其意を体し急速納付候様可致此旨論達候事
- (15)
- と/or いうように、第一学区内の寺院に援助金の醸金を明治三十四年四月一日付けの番外達で通達した。その後、六月二十四日、小伝馬町祖師堂で先に開かれた宗会の報告会と第一学区中檀林善後策に関する会が開かれ、本山録司、録司補、乙五等以上の寺院住職、学務委員、常任委員、中檀林職員など六十人が集まつた。そしてこの席上、

中檀林復興について第一学区大会を九月七、八日に開催する事が決められた。

次いで同年七月二十日、二十九日、八月九日に第一学区大会準備委員会が開かれ、

#### 一、第一学区中檀林新築期限繰上の件

中檀林新築は本年十月着手し三十五年三月を落成期とする

#### 二、建築費徴収期限繰上の件

新築費徴収期限は明治三十六年六月迄の所本年十月中旬繰上と

#### 三、新築費予算

#### 四、位置の件

第一予定地 雜司ケ谷法明寺境内

第二予定地 池上大坊所有地

(以上の予定地は新築費第一号予算の範囲内に於て決行す)

第三予定地 二本榎本町大久保侯爵所有地  
(この予定地は参考案即ち第二号予算案を用ゆ)

#### 五、仮教場の件

中檀林新築落成まで従来の通り仮教場を継続

すると

## 六、教育会を設くるの件

第一学区教育会を新設し頼母子講又は寄付金の方法を設け新築費の不足を補ひ残余金は中檀林基本金に充る

## 七、新築委員の件

新築工事並に金銭出納を処理する為新築委員五名を選挙すると

新築委員の互選を以て委員長一名主任二名を選挙すると

八、新築委員の報酬は実費として予備費中より之を支出する

以上の議案によつて九月七、八日靈岸町淨心寺で第一学区大会がおこなわることとなつた。

そして實際には九月七日から九日まで、予定を一日超過して開かれ、ほぼ準備委員会の作成した議案にのつとつた話合いが進められた。そのような中、予算案の議事に多くの時間が費やされた。それは準備委員会に於て二種類の案が出されていたからである。第一案は先の第一予定地雜司が谷法明寺境内、及び第二予定地の池上大坊所有地を借地として利用する予算案であり、第二案は二

本榎大久保侯爵の所有地を購入する予算案であつた。  
(第一予算案一万二千九百六十六円<sup>(17)</sup>、第二予算案三万八千六百円<sup>(18)</sup>) そして第二案の予算に対する資金を捻出するに当たり、日宗火災保険会社の協力を得ることとなり、第二予算案、つまり敷地を購入する事が決定された。この日宗火災保険会社は日蓮宗信徒で日宗生命保険会社社主河合芳次郎が明治三十四年に設立した会社で、この会社の株券を購入してもらうことによつて、日宗火災保険会社が中檀林に対し資金を貸し付けるという方法がとられた。

しかし敷地を購入することとなつたが当初予定としていた大久保侯爵所有地は「竹藪の凹ちを添えたるものにて甚だ思はしからず<sup>(19)</sup>」といふような理由から、小石川区音羽町、本郷区林町、荏原郡大崎、同目黒、赤羽停車場付近稻付村など敷地の選定が始まり、地主との話合いの結果、本郷は土地を分割して売り渡さないため大崎を第一、目黒を第二候補とした。

そして十月十日、大崎の地に第一学区中檀林の敷地を坪数三千百十三坪、代金八千九百四十円で購入した。その後、明治三十五年(一九〇二)九月まで日宗火災保険会社の開業が遅れ、また設計の変更、道路敷地の交渉談

判などといった事情により実際に建築が始まったのは十一月からであった。

以上のように第一学区中檀林が池上から大崎の地に移つり建築されようとしているときに、宗門内の教育機関に変化が起きようとしていた。明治三十四年二月八日に行われた評議委員会で同年六月七日から行われる予定の第一宗会の議案が原案起草委員によつて決議された。そのなかで檀林制度改正に関する議案は

### 一 中檀林合併

### 二 小檀林組織変更

### 三 大檀林学科改正

の三点が予定されたのである。

またこの頃、日宗青年同志会立案の改正教育案が発表された。それによると

- 第一章 総則
- 第二章 学科及学年
- 第三章 入学退学規則
- 第四章 試験法
- 第五章 卒業及留学
- 第六章 学称

(20)

などと記されている。

さて、同年六月七日から十八日まで開会された第一宗会では檀林制度改正議案を議論し、次のような結果になった。

(21)

甲部は教育案に於いて普通学全廃の奇論を出し、遂に「高等檀林」を否定し、大檀林の位置を西京に移し、三中檀林を合併して東京に置くことを決し（中略）乙部は十五日に到り頓に宗規改正案を議了し、高等檀林を復活し私立小檀林までも全廃し

(22)

またさらに、その後も

甲部が本宗会の眼目たる学科改正案に対し高等檀林

第七章 職員  
第八章 学期及授業  
第九章 補則

の九章からなる「日蓮宗学則」を立案した。そして日宗大学設立に関する具体的な条項としては第一章において、

第二条 学校を分けて日宗大学、日宗高等学校、日

宗普通学校の三種とす

第四条 大学は最高専門の仏教学及び宗教哲学の蘊奥を攻究し解行高潔教學堪能の器を養成する目的とする

を否定し、大檀林を五年として京都に移さんとする  
に対し、乙部は大檀林即ち一宗最高の学府を深山幽

谷の身延に遷さんと主張し、高等を東京に一中檀林  
を京都に設けんと論ず

(23)

と報道されているように甲部と乙部の間で意見がまとま  
らないまま、前例にならつて運営されていった。この中  
檀林合併論は明治三十二年頃から起り、明治三十六年  
(一九〇三)六月九日から一週間行われた日蓮宗第二臨  
時宗会まで持ち越された。

この第二臨時宗会の大きな目的が教育制度の刷新にあ  
つたことは想像に難くないところであり、具体的には学  
則改正案がその中心であった。

結局、第二臨時宗会において、学則を改正して三中檀  
林一大檀林の現制度を一大学林とし、専門、高等、中等  
の三科を併置し、なお高等科の分教場を京都に設け、小  
学林を全廃することで協議がまとまった。また大学林の  
校舎に就いては第一学区中檀林敷地並びに校舎を第一学  
区が宗務院に献納することになった<sup>(24)</sup>。

明治三十六年(一九〇四)八月十九日、六百坪に及ぶ  
校舎は落成した<sup>(25)</sup>。その後、第一学区中檀林において  
は明治三十七年三月六日に解散会を行い<sup>(26)</sup>、翌四月一

日、日蓮宗大学林開林式を挙行し、四日より九日まで入  
学試験が行われ<sup>(27)</sup>、十五日開林式が挙行された。

## 五 むすびに

このように日蓮宗大学林の設立について考察すると同  
時に、浄土真宗の大谷派、西本願寺派のそれぞれの教育  
機関の移り変わりを簡単であるが取り上げてみた。それ  
によると機関として組織化された時期はほぼ同一であつ  
たが、いち早く幕末からキリスト教、神学、国学、儒学、  
天文学などの課程を備えた教育機関を設けた大谷派や、  
西本願寺派の島地黙雷がおこした大教院分離運動など、  
当時の淨土真宗は他宗派に先駆けた動きがみられ、着目  
する点が多い。しかし日蓮宗においても着実に近代化が  
進められ、教育制度の改革が幾度となく行われ、時代の  
流れに対しても積極的に努力をしていたことが理解できた。  
今後も仏教各宗派の教育機関について浄土真宗の行動  
も含め考察すると共に、キリスト教団の教育機関につい  
ても比較検討していきたい。

註

(1) 明治四年に新設された文部省により制定された学制はフ

ランスの学区制をとりいれた統一的なもので、全国を八大学区に分け、各大学区に大学一、中学三十二、各中学区内

小学校二百十を設ける規定であつたがあまりにも拙速主義

のため非難をあび明治十二年（一八七九）の教育令によつて改正された。

（2）「文部省訓令第十二号」一般の教育を宗教以外に特立せしむる件

（3）『明治以降教育制度発達史』第四卷 文部省内教育史編纂会

（4）『新居日薩』薩和上遺稿事蹟編纂会編

（5）『大谷大学一三二〇年の語るもの』

（6）『龍谷大学三百年史』、『龍谷大学三五〇年のあゆみ』

（7）天正年間から元禄年間（約百年間）に日蓮宗一致派では

関東八檀林、関西六檀林が設立された。

（8）承教寺に置かれた理由は、慶応四年二月に京都の仏教各宗派が連絡結合する目的で作つた「諸宗同盟会」の開催地として、承教寺が輪番として会場となつていたことからと考へられる。

（9）立正大学学園開校百二十周年の起源はここにある。

（10）『新居日薩』薩和上遺稿事蹟編纂会編

（11）明治十二年（一八七九）までに順次開設された。

（12）『充治雑誌』四十三号

（13）『日蓮宗教報』二十九号（明治十九年五月八日発行）

（14）「日宗新報」七百七十一号（明治三十四年三月十八日発行）

（15）「日宗新報」七百七十三号（明治三十四年四月八日発行）

（16）「日宗新報」七百八十六号（明治三十四年八月十八日発行）

（17）「日宗新報」七百八十七号（明治三十四年八月二十八日発行）

行

（18）「日宗新報」七百八十八号（明治三十四年九月八日発行）

（19）「日宗新報」七百九十九号（明治三十四年九月二十八日発行）

（20）「日宗新報」七百六十八号（明治三十四年二月十八日発行）

（21）「日宗新報」七百六十九号（明治三十四年二月二十八日発行）

（22）「日宗新報」七百八十一号（明治三十四年六月十八日発行）

（23）「日宗新報」七百八十一号（明治三十四年六月二十八日発行）

（24）「日宗新報」八百五十三号（明治三十六年六月十八日発行）

（25）「日宗新報」八百六十号（明治三十六年八月二十五日発行）

（26）「日宗新報」八百八十一号（明治三十七年三月十一日発行）

（27）「日宗新報」八百八十三号（明治三十七年四月十一日発行）

教育機関の変遷（明治時代まで）

			大谷大学（浄土真宗大谷派）
寛永 十六年（一六三九） 五年（一六六五） 五年（一七五五）	慶応 四年（一八六八） 五年（一八七二）	明治 六年（一八七三） 八年（一八七五）	京都七条寺内の東坊に学寮を創設。 高倉魚棚に学寮を移転し高倉学寮と改称。
明治 九年（一八七八） 十二年（一八七九） 十五年（一八八二） 十七年（一八八四）	明治 九年（一八七六） 明治 六年（一八七三） 八年（一八七五）	明治 九年（一八七八） 十二年（一八七九） 十五年（一八八二） 十七年（一八八四）	高倉学寮を貫練場と改称。 貫練場に専門科と普通科下等を設置。
明治 十八年（一八八五） 十九年（一八八六）	明治 九年（一八七八） 十二年（一八七九） 十五年（一八八二） 十七年（一八八四）	明治 九年（一八七八） 十二年（一八七九） 十五年（一八八二） 十七年（一八八四）	本願寺境内に学寮を創設。 キリスト教対策のための教育機関として護法場を設置。
			龍谷大学（浄土真宗本願寺派）
			立正大学
明治 九年（一八七八） 十二年（一八七九） 十五年（一八八二） 十七年（一八八四）	明治 九年（一八七八） 十二年（一八七九） 十五年（一八八二） 十七年（一八八四）	明治 九年（一八七八） 十二年（一八七九） 十五年（一八八二） 十七年（一八八四）	学寮を大教校と改称し全国七ヶ所に中教校、各県に小教校を設置。
明治 十八年（一八八五） 十九年（一八八六）	明治 九年（一八七八） 十二年（一八七九） 十五年（一八八二） 十七年（一八八四）	明治 九年（一八七八） 十二年（一八七九） 十五年（一八八二） 十七年（一八八四）	東京芝二本榎の承教寺に小教院を設置、後に宗教院と改称。
			立正大学
明治 九年（一八七八） 十二年（一八七九） 十五年（一八八二） 十七年（一八八四）	明治 九年（一八七八） 十二年（一八七九） 十五年（一八八二） 十七年（一八八四）	明治 九年（一八七八） 十二年（一八七九） 十五年（一八八二） 十七年（一八八四）	教育制度の改革により、全国を二教区に分け二本榎に大檀林、池上、身延、京都に大檀支柱、ほかの教区に檀林、宗学林を設置。
明治 十九年（一八八六）	明治 十九年（一八八六）	明治 十九年（一八八六）	学科改正により大檀林に普通学科を設置、英語・数学・物理などの教科を追加。

		立正大学
明治二十一年（一八八八）	大谷大学（浄土真宗大谷派）	龍谷大学（浄土真宗本願寺派）
明治二十五年（一八九二）	専門科、兼学科、夏安居に改組。	大檀林に予科を設置。
明治十七年（一八九四）		
明治十八年（一八九五）		
明治十九年（一八九六）		
明治三十四年（一九〇一）	真宗高倉大学寮（安居、宗乗専攻院）と真宗大学（本科、研究科）に分離。	
明治三十六年（一九〇三）	真宗大学を東京巣鴨に移転。	
明治三十七年（一九〇四）	専門学校令により真宗大学を設置。	
明治三十八年（一九〇五）		
明治四十四年（一九一一）	都に真宗大谷大学を設置。	
高倉大学寮と真宗大学を合併し京		
都に真宗大谷大学を設置。		
専門学校令により仏教専門学校と高輪仏教大学を合併し仏教大学を京都に設置。	学制改正により大教校を仏教専門大学、また高輪に分教場を設置し後に高輪仏教大学と改称。	教育制度の改正にともない全国を三大学区十二教区に分け、大檀林を二本榎、中檀林を池上、身延、京都の三大学区に、小檀林を十二教区に設置。
専門学校令により仏教大学を設置。		
京都の高等科一部を廃止。		

※大谷大学は『大谷大学—三二〇年の語るもの』、龍谷大学は『龍谷大学三百年史』・『龍谷大学三五〇年のあゆみ』、立正大学は『新居日薩』・「日宗新報」による。